

羽咋市地域おこし協力隊設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日

告示第 93 号

(目的)

第 1 条 半島地域という条件不利地域であり、人口減少や高齢化等の問題が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着と地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号)に基づき、羽咋市地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の維持活性化に資する次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 都市と農山漁村地域の交流事業の支援
- (2) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興支援
- (3) 農林水産業の振興に係る支援
- (4) 集落の生活環境維持に係る支援
- (5) 高齢者の見守りに係る支援
- (6) 地域行事に係る支援
- (7) その他地域活性化に係る活動

(地域おこし協力隊の活動)

第 3 条 地域おこし協力隊は、前条の地域協力活動を行う。

(身分)

第 4 条 地域おこし協力隊の身分は、次のいずれかとする。

- (1) 任命隊員 地方公務員法第 22 の 2 第 1 項第 1 号の規定による会計年度任用職員として任用する隊員
- (2) 委嘱隊員 市長から委嘱を受け、活動を行う隊員

(任命又は委嘱)

第 5 条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、市長が任命又は委嘱(以下「任用」という。)する。

- (1) 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移し、住民票を異動することが可能な者(異動前の居住地が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと。)
- (2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲と情熱をもって参加できると認められること。

(任期)

第 6 条 隊員の任用期間は 1 年以内とし、最大 3 年まで延長することができるものとする。ただし、初年度については着任時から翌年 3 月 31 日までとする。

(報酬等)

第7条 任命隊員の報酬及び手当等は別に定める。委嘱隊員の報酬は、次の報酬月額表を適用する。

| 委嘱隊員 | |
|------|----------|
| 委嘱期間 | 月額 |
| 1年 | 220,000円 |
| 2年 | 240,000円 |
| 3年 | 260,000円 |

2 委嘱隊員に対する賞与、割増報酬および退職手当は、原則として支給しない。

(活動経費)

第8条 市長は、隊員の職務遂行に必要な経費を予算の範囲内で支援する。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(業務報告)

第10条 隊員は、必要に応じて市長に業務報告を行わなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。